

第 27 号 市道白雲宮内線交通安全誘導業務委託 説明書
(事業担当課) 総合政策部観光政策課

1. 配布資料

仕 様 書	1 部
別紙 (配置図)	1 部

2. 業務概要

1) 業務委託の名称	第 27 号 市道白雲宮内線交通安全誘導業務委託
2) 委 託 場 所	近江八幡市宮内町
3) 委 託 内 容	別紙仕様書のとおり
4) 委 託 期 間	契約締結日から令和 8 年 1 2 月 1 4 日 (月) まで

3. 質疑内容

1) 質 疑 受 付 令和 8 年 9 月 1 5 日 (火) 正午まで
※質疑の様式は自由とし、下記 7 の問い合わせ先へ書面、メールにて提出すること。
※質疑の受付が確認できましたら、9 月 1 5 日 (火) 1 6 時 0 0 分までにその旨メールで返信します。

2) 質 疑 回 答 令和 8 年 9 月 1 7 日 (木) に近江八幡市 H P で回答する。

4. 前金払い

前金払いはしない。

5. 部分払い

部分払いはしない。

6. その他

- 1) 入札参加については、入札の公平を期するため疑わしい行為は行わないこと。
- 2) 業務については、事業担当課職員と十分協議のうえ実施すること。
- 3) 仕様書に記載されていない事項であっても軽微なものについては協力すること。
- 4) 委託場所については、交通安全対策を行っているので、交通安全に十分注意し、円滑に業務を行うこと。
- 5) 業務委託検査完了までは、親切、丁寧、誠意を持って協力を惜しまないこと。
- 6) 契約の相手方が、契約履行中の建設工事等について不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第 1 4 条の 3 の規定に基づき、事業担当課へ報告しなければならない。不当要求をうけたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき停止措置を行う。

7. 問合せ先

近江八幡市総合政策部観光政策課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
TEL 0748-33-3111 (代表) / 0748-36-5573 (直通)
E-mail 010429@city.omihachiman.lg.jp